

「出退時刻改正」と 「貸与品の補充」を要求！！

新大阪第二事業所営業二科・京都事業所2グループ

【申し入れ内容】

1. 新大阪第二事業所営業二科における出退時刻を改正すること。
 - (1) 介日A（現行）8時45分～17時30分（改正）7時45分～16時30分
 - (2) 介日機（現行）8時45分～17時30分（改正）9時45分～18時30分
2. 京都事業所2グループにおける出退時刻を改正すること。
 - (1) 日管（現行）8時45分～17時30分（改正）9時15分～18時00分
 - (2) 日管の出勤日を移管準備日の月曜日、木曜日と多客日の土曜日、日曜日とすること。
3. 新大阪第二事業所営業二科及び京都事業所2グループの貸与品（波動用スマートフォン、マイク等）を早急に補充すること。

J S 労は、10月10日にサービック会社に対し紅葉輸送及び大阪・関西万博輸送を前にして、更なる旅客が増えることが予測される事で新大阪第二事業所営業二科と京都事業所2グループの「出退時刻改正」と「貸与品の補充」の要求をしました。

現在、介助の要員が業務に対応出来ない状況が発生しているにも関わらず、その場しのぎの超勤等で乗り切ろうとしていることは、介助が必要なお客様を必要以上に待たせたり、時間僅少で慌てさせたりと事故や間違いを誘発させる原因にもなっています。

また、新大阪第二事業所営業二科と京都事業所2グループにおける貸与品についても、波動要員分が少なく、管理者用を借用したり不携帯のまま業務を行っています。そのため、急な業務変更や異常時等に対応できない事態が発生しています。

したがって、J S 労は、新大阪第二事業所営業二科と京都事業所2グループでの介助業務の円滑化、労災防止の観点から、上記の「出退時刻の改正」と「貸与品（波動用スマートフォン、マイク等）の補充」の申し入れを行いました。

J S 労は介助業務の円滑化、労災防止を求め奮闘します！！

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

